

2020年度 緑の募金 応募要項

応募期間 2020年2月1日(土) → 2020年3月15日(日) (当日消印有効)

活動期間 2020年7月1日(水) → 2021年6月30日(水)

応募方法 応募申請書に必要事項を明記し、押印の上、補足資料とともに郵送してください。
また、国際協力事業は、申請書データ(エクセル)を下記アドレス宛にメールで送信してください。
《提出書類》応募申請書、別添様式(委託理由、過去実績、SDGsへの取組み等)、事業地写真、地図、定款またはそれに準ずる規約、役員名簿、事業の経緯や全体構想のわかる資料(パンフ、レポート、企画書等)

注意 郵便物やメールを確実に受け取ることのできる連絡先(団体名称、住所、代表者名、メールアドレス)を記載ください。

応募先 一般公募 国内事業・特定公募事業(災害に強い森林づくり事業)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館5階
公益社団法人 国土緑化推進機構「緑の募金」公募担当 宛

一般公募 国際協力事業

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
公益財団法人 国際緑化推進センター気付
国土緑化推進機構「緑の募金」国際協力公募担当 宛
E-mail : support-ngo@jifpro.or.jp

都道府県緑推推薦事業(子どもたちの未来の森づくり事業)

実施箇所の各都道府県緑化推進委員会 事務局 宛

申請書の入手方法 国土緑化推進機構「緑の募金」公式サイトからダウンロードできます。

<http://www.green.or.jp/bokin/>



お問い合わせ

特別協力

 公益社団法人
国土緑化推進機構

募金担当：日高/箕輪
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館5F
TEL：03-3262-8457 FAX：03-3264-3974
E-mail：bokin@green.or.jp
<http://www.green.or.jp/bokin/>

 FamilyMart
ファミリーマート夢の掛け橋募金

 LAWSON

2020年度
緑の募金助成ガイド



応募期間

2020年
2月1日(土)

↓
3月15日(日)

(当日消印有効)

公益社団法人
国土緑化推進機構
National Land Afforestation Promotion Organization

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

緑の募金は、森づくりや人と自然がつながる社会づくりを応援しています。



対象となる活動

- 森林ボランティア、里山保全団体およびNPO等による以下の活動
- ①国内外の森と人を元気にする活動
 - ②地球の緑を増やし、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する活動
 - ③森づくりのリーダーを育てる活動
 - ④森や里山で子どもたちを育むことができる活動

対象となる活動期間

2020年7月1日(水) → 2021年6月30日(水)

対象となる団体の要件

- ①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ②交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。
- ③営利を目的としない民間団体で、次の1から5の要件をすべて満たしていること。
 - 1. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
 - 2. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 - 3. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 - 4. 活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。
 - 5. 反社会的勢力ではないこと。



一般公募事業

森林整備・緑化推進

- 該当する事業
- ◇複数の都道府県にわたるなど広域的な事業効果の波及が期待され、広く一般参加を呼びかけて行う以下の活動。
- ①森林の整備または緑化の推進。
 - ②国民参加の森林づくりの観点から次世代の育成やリーダーの育成に資する森林の整備、および保育所・幼稚園・学校等の園庭・校庭等の緑化の推進。
 - ③「教育」や「健康」等の分野で、山村地域における森と人とのかかわりの拡大を推進する森林の整備や緑化の推進。
 - ④間伐材等の利用・加工を行うなど、森林循環の促進に通じる森林の整備。
 - ⑤その他、上記に準ずる森林の整備または緑化の推進を目的とする事業、イベント等。

■年間助成額(1事業あたりの上限額)：200万円



一般公募事業

国際協力



■該当する事業

◇海外で行う以下の活動。

- ①砂漠化防止や熱帯林再生のための森林の整備。
- ②土砂流出防止・水源かん養・薪炭林造成等のための森林の整備。
- ③公園・学校への植樹等による緑化の推進。
- ④苗畑整備・育苗や緑化の推進に資する苗木の配付。
- ⑤山火事防止等の森林パトロール、被害調査等の森林保管理。
- ⑥その他、上記事業に付帯するセミナーや給水施設整備等。

■年間助成額(1事業あたりの上限額)：300万円



特定公募事業

災害に強い森林づくり事業/森林整備・緑化推進



■該当する事業

◇複数の都道府県にわたるなど広域的な事業効果の波及が期待され、広く一般参加を呼びかけて行う以下の活動。

- ①国土保全機能の発揮のための森林の整備または緑化の推進。(簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む)
- ②海岸防災林の整備。(簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む)
- ③森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修。
- ④森林の整備と連携して行う普及啓発活動。

■事業のタイプ

- (1)国民参加による災害に強い森林づくりタイプ
- (2)山村住民と都市住民の協働による森林整備と山村活性化タイプ

■年間助成額(1事業あたりの上限額)：300万円

都道府県緑推薦事業

子どもたちの未来の森づくり事業



■該当する事業

◇小・中学生の「森の学び」を支援するとともに、森林環境教育のフィールドとしての地域のシンボルとなる森づくりを目的とした以下の事業。

- ※①から③の全てを満たすこと。
- ①小・中学生の「森の学び」(森林環境教育)のフィールドづくりと教育・体験活動等を行う事業。
 - ②NPO、ボランティア団体、自然学校、自治会等の組織が単独、または地方自治体、小・中学校等と連携して企画・実施すること。
 - ③整備した森林が将来に亘って、確実に維持管理できる実施体制や仕組みが具体的に計画されていること。

■年間助成額(1事業あたりの上限額)：100万円



経費について

対象経費一覧		
科目	内容	備考
行動費	宿泊費	●ボランティアの宿泊費 ※宿泊費の上限は、3,000円/人・日を限度とする
	交通費等	●公共交通機関運賃 ●バス・レンタカー借上料 ※集合解散場所から現地までの交通経費 ※関係自治体等との打合わせに係る交通経費 ●機材燃料費等
	保険費	●ボランティア保険等
環境整備費	作業路整備費 地拵・整地費等	●重機作業、大径木伐採、シカ柵設置等の委託経費 ※特殊な機材、専門的な技術が必要とし、団体会員では実施が困難な作業（安全上問題がある等）に限る
	その他	●看板・標柱の作成・設置経費 ●ホームページ・印刷物等の制作経費 ※承認された事業内容の普及に係るものに限る
資材費	機械・器具費	●チェーンソー、刈払機等購入・借上費 ※購入経費はチェーンソー 50,000円/台、 刈払機 35,000円/台以内で各2台まで (基準価格を上回る部分は団体負担となる) ●安全作業用の器具・機械等消耗品費
	苗木代等	●苗木、支柱、食害防止資材費等
	その他	●看板資材、その他資材費
資材等運搬費	運搬費	●作業用資材等の運搬経費
指導者経費	謝金等	●外部から招聘した講師の謝金、旅費及び宿泊料 ※謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にし、 人数、単価、日数を申請書に明記する
事務費	人件費	●事業の企画・調整に要する人件費、その他事務費 ※事務費は交付金額の10%以内(特定公募事業は20%以内)で、 人件費は10万円を上限とする
	事務用品・印刷・通信費	

対象外経費について

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動における作業労賃、食材、飲食費 ●国際協力事業の実施対象国までの渡航費 ●ピオトープやウッドテラスなどの設置等の外部委託経費 ●傾斜や植生の条件等からみて団体会員による作業が可能と判断される作業の外部委託経費
(下刈り、歩道整備、整地等) | <ul style="list-style-type: none"> ●イベントの記念品 ●花苗などの草本の苗、不適樹種や特殊樹種など緑化事業の目的・内容に相応しくない苗木 ●内部講師に対する謝金 ●団体の通常運営経費、資産形成、施設に係るもの ●承認された事業との関係が不明な印刷・通信費 |
|---|--|

スケジュール



公募事業一覧

2019(令和元)年度は下記の通り、全国の民間ボランティア団体やNPO等が実施する国内外での森林づくり事業の支援を決定いたしました。

事業名	上限 (1事業あたり)	2019年度実績	
		件数	総額
一般公募事業	200万円	47件	3,000万円
		29件	2,000万円
	300万円	39件	4,400万円
特定公募事業(災害に強い森林づくり事業)	300万円	14件	1,700万円
		7件	1,000万円
都道府県緑推推薦事業(子どもたちの未来の森づくり事業)	100万円	59件	3,700万円
合計		195件	1億5,800万円

注) 本表は、緑の募金による寄付金の使途のうち、2019年度緑の募金公募事業として森林ボランティア団体等に交付決定された金額を計上しています。

助成決定後の留意事項

① 適切な事業の実施と書類の提出について

事業採択時に通知する要領、留意事項をご確認いただき適切に事業を実行してください。「緑の募金」公式サイトから様式一式をダウンロードして、指定の資料を期限までに提出、および変更等が発生した場合は事前に速やかに連絡してください。

② 「緑の募金」活用の周知とロゴマーク掲出について

緑の募金にご協力いただいた皆様に募金の活用がわかるよう、以下のものに公益社団法人国土緑化推進機構「緑の募金」から支援を受けている旨明記し、ロゴマークを掲出してください。(交付決定後にロゴデータおよびステッカー、横断幕を提供します。)

- 団体のホームページや会報誌・ポスター・チラシ・当日配布資料・報告書等の印刷物、制作物
- 購入資機材、看板、標柱等

③ 「緑の募金活動」等への協力について

森づくりイベント等における受付での「緑の募金活動」にご協力ください。募金活動に必要な資材(募金箱や幟等)はお送りします。また、美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動推進にもご協力ください。



④ 効果的な連携・広報およびSDGsの推進について

マスコミ、地元自治体、商工会、学校、学童、保育所、幼稚園等、関連団体と連携し、積極的かつ効果的な事業展開を図ってください。また、SDGs(国連の定めた17の目標)に貢献できるよう意識して活動に取り組んでください。



⑤ 安全作業の励行について

団体のなかで作業の安全マニュアルを設けるとともに、重大災害に結びつく可能性のある機械・器具の使用にあたっては、必要な安全教育等を実施してください。

活動報告について

助成活動の完了後、3ヶ月以内に以下を郵送(一部データ)にてご提出いただきます。全ての確認後、精算額を送金します。

- 「実績報告書」 ● 「支出経費の仕分表」 ● 「主な経費の概要整理表」「概要とりまとめ表」
- 「領収書(原本)」 ● 「参考資料(広報媒体、印刷物、メディア記事、看板や活動の写真、緑の募金周知・協力実績等)」
- 「SDGs関連様式」 ● 「スケジュール表(最終)」 ● 「チェックリスト」

データの提出

「概要とりまとめ表」と写真はデータもご提出いただきます。募金協力者に伝わりやすいよう、具体的かつ簡潔な文章でご報告ください。

- 目的・内容 ● 事業成果等 ● 自己評価 ● 客観的評価 ● 参加者の声
- 作業内容(日時、内容、数量等) ● 参加人数 ● 写真

写真は、作業の遠景・近景、参加者の全体、設置看板・標柱、購入機材のわかるものでそれぞれに簡単な説明(日時・場所・内容等)を付してください。国土緑化推進機構のwebや各種PR紙等に掲載する場合があります。

領収書

原本返却の必要がある場合はコピーを同封していただき、精算後に返却します。

- 活動と各支出の関係が分かるよう番号で整理してください。
- 領収書は「但し書き」や明細書等で詳細を確認できるようにしてください。



よくあるご質問 Q&A

Q.1 学校や幼稚園、保育所、役所は申請できますか？

A.1 単独での申請は受け付けていません。地域のNPO団体等と連携をして、自主的な活動を継続して実施できる体制を計画してください。

Q.2 外部委託経費は対象となりますか？

A.2 「緑の募金」は自主的なボランティア活動を支援するのが原則です。ただし、活動を実施する中で安全上問題が発生するなど、やむを得ず作業の一部を専門業者に依頼する場合のみ対象となります。委託する内容と理由、業者選定理由を事前にご提出いただけます。

Q.3 講師謝金は対象となりますか？

A.3 外部から講師を招聘した場合のみ対象となります。作業内容・レベル・指導者の経験等からみて相応しい額で、おおむね数千円～2万円/日程度を目安としています。それを上回る部分は団体負担となります。

Q.4 簡易製材機やチップパー等は対象となりますか？

A.4 団体資産となり得るような大型機材は対象外です。また、一部の機材は購入対象となりますが、提示する購入基準価格以上は、団体負担となります。間伐材の利活用を目的とした簡易な製材機・薪割機等は対象とします。(上限5万円)。

Q.5 木を植えないといけませんか？

A.5 植樹することだけが森づくりではありません。森林を育て、活用し、森林や緑のもつ様々な多面的機能を引き出すことが重要です。森林内の作業等を通して、人と緑との関わりを拡大し教育や健康に寄与する活動、国土保全機能発揮や森林資源の循環に通じる整備活動など、植樹を含まない活動も対象となります。

Q.6 支援対象とならない事業はどのようなものですか？

A.6 豊かな緑と水のある暮らしを未来に残して欲しいという「緑の募金」寄付協力者の思いを尊重し、公益性の高い事業を支援します。広く市民参加を呼びかけて行われぬものや資産形成が主となっているもの、内容や規模等について先駆性・モデル性が低いもの、計画性や実施体制が確保されていないもの、助成申請経費に占める業務委託、器材の購入、謝金等の比率が著しく高いものなどは支援の対象となりません。

緑の募金 運用の使途



緑の募金とは・・・

豊かな緑と水に恵まれた健康で文化的な暮らしを将来にわたって享受できるように、全国の学校、地域、街頭や店頭の募金箱、振込用紙、企業等を通じて寄せられた募金を活用して、国内外の市民による自発的な森づくり活動や緑で子どもたちを育てる活動を支援します。

